

平成 25 (2013) 年度 法学研究科博士課程前期 2 年の課程 入学試験問題 (一般選抜)
科目名 : 民事訴訟法

第 1 問

以下に引用するのは、最高裁判所のある判決の一部である。

「訴訟上の因果関係の立証は、一点の疑義も許されない自然科学的証明ではなく、経験則に照らして全証拠を総合検討し、特定の事実が特定の結果発生を招來した関係を是認しうる高度の蓋然性を証明することであり、その判定は、通常人が疑を差し挟まない程度に真実性の確信を持ちうるものであることを必要とし、かつ、それで足りるものである。」

このような考え方の当否も含めて、民事訴訟において「自由心証主義」とはどのようなことを意味しているのか論じて下さい。

第 2 問

訴訟要件とは、どのようなものか。また、訴訟要件の有無を判断する資料は、どのようにして収集されるか。管轄に関する問題や訴えの利益に関する問題を例として、弁論主義と対比しながら答えなさい。